

平成 12 年 1 月 28 日 制 定（航空第 34 号）
令和 7 年 6 月 30 日 最終改正（国官参航安第 261 号）

航 空 局 長

機長等認定・審査要領

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 この要領は、航空法（昭和 27 年法律第 231 号。以下「法」という。）第 72 条の規定により行う航空運送事業の用に供する航空機の機長の認定等に関する具体的手続き等を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要領において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。

- 一 この要領において「機長認定」とは、法第 72 条第 1 項の規定により行う機長の認定をいう。
- 二 この要領において「路線審査」とは、機長認定のための審査のうち航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 163 条第 2 項第 1 号に掲げる事項に関する審査をいう。
- 三 この要領において「技能審査」とは、機長認定の審査のうち規則第 163 条第 2 項第 2 号に掲げる事項に関する審査をいう。
- 四 この要領において「定期審査」とは、法第 72 条第 2 項の規定により行う審査をいう。
- 五 この要領において「定期路線審査」とは、定期審査のうち規則第 163 条第 2 項第 1 号に掲げる事項に関する審査をいう。
- 六 この要領において「定期技能審査」とは、定期審査のうち規則第 163 条第 2 項第 2 号に掲げる事項に関する審査をいう。
- 七 この要領において「臨時審査」とは、法第 72 条第 3 項の規定により行う審査をいう。
- 八 この要領において「特別審査」とは、法第 72 条第 8 項の規定により行う審査をいう。
- 九 この要領において「社内機長認定」とは、指定本邦航空運送事業者が、法第 72 条第 5 項の規定により行う国土交通大臣が指定する範囲内の機長に対する認定をいう。
- 十 この要領において「社内機長初回認定」とは、社内機長認定のうち、指定本邦航空運送事業者の指定する機長昇格のための訓練課程を修了した副操縦士に対して行う認定及び指定本邦航空運送事業者の指定する機長任用のための訓練課程を修了した者であって外国の航空運送事業者においてのみ機長としての経験を有する者に対して行う認定をいう。
- 十一 この要領において「社内認定路線審査」とは、社内機長認定のための審査のうち規則第 163 条第 2 項第 1 号に掲げる事項に関する審査をいう。
- 十二 この要領において「社内認定技能審査」とは、社内機長認定のための審査のうち規則第 163 条第 2 項第 2 号に掲げる事項に関する審査をいう。
- 十三 この要領において「社内定期審査」とは、指定本邦航空運送事業者が、法第 72 条第 6 項の規定により、同条第 2 項の規定に準じて行う審査をいう。
- 十四 この要領において「社内定期路線審査」とは、社内定期審査のうち規則第 163 条第 2 項第 1 号に掲げる事項に関する審査をいう。

- 十五 この要領において「社内定期技能審査」とは、社内定期審査のうち規則第163条第2項第2号に掲げる事項に関する審査をいう。
- 十六 この要領において「社内臨時審査」とは、指定本邦航空運送事業者が、法第72条第6項の規定により、同条第3項の規定に準じて行う審査をいう。
- 十七 この要領において「査察操縦士」とは、法第72条第9項の指名を受けた者をいう。
- 十八 この要領において「限定査察操縦士」とは、規則第164条の8第2項の規定により審査の範囲を限定して指名を受けた査察操縦士をいう。
- 十九 この要領において「CBTAプログラム」とは、指定本邦航空運送事業者が、航空機の運航の実態に係る分析に基づき、機長候補者及び査察操縦士候補者が習得すべき能力を明らかにした上で、当該指定本邦航空運送事業者における訓練並びに法第72条第5項の認定及び第6項の審査の継続的な分析に基づき、当該能力の習得に十分な訓練方法並びに同条第5項の認定及び第6項の審査の実施方法を定める場合の当該訓練方法及び実施方法をいう。
- 二十 この要領において「指名審査」とは、法第72条第9項の指名のために行う審査をいう。
- 二十一 この要領において「指名路線審査」とは、指名審査のうち規則第163条第2項第1号に掲げる事項を審査するために必要な知識及び能力に関する審査をいう。
- 二十二 この要領において「指名技能審査」とは、指名審査のうち規則第163条第2項第2号に掲げる事項を審査するために必要な知識及び能力に関する審査をいう。
- 二十三 この要領において「指名定期審査」とは、規則第164条の11第1項の規定により行う審査をいう。
- 二十四 この要領において「指名定期路線審査」とは、指名定期審査のうち規則第163条第2項第1号に掲げる事項を審査するために必要な知識及び能力に関する審査をいう。
- 二十五 この要領において「指名定期技能審査」とは、指名定期審査のうち規則第163条第2項第2号に掲げる事項を審査するために必要な知識及び能力に関する審査をいう。
- 二十六 この要領において「指名臨時審査」とは、規則第164条の12第1項の規定により行う審査をいう。
- 二十七 この要領において「模擬飛行装置等」とは、規則第238条の2に基づき国土交通大臣の認定を受けた模擬飛行装置及び飛行訓練装置をいう。
- 二十八 この要領において「移籍」とは、所属の籍を他の本邦航空運送事業者に移して勤務することをいう。
- 二十九 この要領において「出向」とは、出向元となる本邦航空運送事業者に籍を保持したまま出向先となる他の本邦航空運送事業者において勤務することをいう。
- 三十 この要領において「類似運送事業者」とは、移籍、出向（出向先からの復帰を含む。以下同じ。）又は兼任をする機長又は査察操縦士が現に所属する本邦航空運送事業者の運航規程に定める事項のうち次に掲げる事項（これらの事項のうち安全運航に支障を及ぼさないと認められる事項を除く。）が類似し、かつ、常に類似している状態が維持されるよう、その管理方法が運航規程審査要領細則の規定に基づきそれぞれの運航規程に設定されている他の本邦航空運送事業者をいう。
- イ 運航の方法
- (1)運航管理の実施方法
- (2)離陸し、又は着陸することができる最低の気象状態
- (3)緊急の場合においてとるべき措置等
- ロ 航空機の操作方法
- (1)航空機の運用の方法及び限界

(2)航空機の操作及び点検の方法

三十一 この要領において「準類似運送事業者」とは、移籍、出向又は兼任をする機長又は査察操縦士が現に所属する本邦航空運送事業者の運航規程に定める事項のうち前号ロに掲げる事項（これらの事項のうち安全運航に支障を及ぼさないと認められる事項を除く。）が類似し、かつ、常に類似している状態が維持されるよう、その管理方法が運航規程審査要領細則の規定に基づきそれぞれの運航規程に設定されている他の本邦航空運送事業者をいう。

第2章 機長の認定

(申請)

第3条 機長認定を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）が、規則第164条第1項第6号の規定により、その他参考となる事項として申請書に記載する事項は次に掲げる事項とする。

- 一 社内訓練又は社内審査を担当する者の監督の下で機長席において訓練を実施した空港の一覧
- 二 認定に係る型式（「航空従事者技能証明の限定について」（昭和51年1月5日、空乗第928号）の型式による）の航空機における飛行時間
- 三 航空英語能力証明の証明番号及び有効期限（申請者が当該証明を取得している場合に限る。）
- 四 路線審査及び技能審査の実施希望日時
- 五 第7条第1項の規定により、機長認定に係る技能審査を行うことなく認定を受けようとする場合にあっては、当該試験又は技能審査の合格日
- 六 移籍又は出向しようとする場合にあっては、移籍又は出向前に所属した本邦航空運送事業者の名称並びに第13条に規定する路線基準月及び技能基準月
- 七 他の本邦航空運送事業者において機長認定を受けている者が、複数の本邦航空運送事業者の機長を兼任しようとする場合にあっては、既に機長認定を受けている本邦航空運送事業者の名称並びに第13条に規定する路線基準月及び技能基準月
- 八 法第30条の規定により技能証明の取消し又は航空業務の停止（これらに相当する外国の法令による処分を含む。）を命じられた者であって、機長として乗務ができなくなった後最初に機長認定を受けようとする者にあっては、当該処分の年月日及び内容

2. 第7条第1項第2号又は第3号の規定により、機長認定に係る技能審査を行うことなく認定を受けようとする申請者は、実施した内容の審査結果報告書の写しを添付するものとする。
3. 第1項の申請書の提出は、申請者に代わって、その者の所属する本邦航空運送事業者が行うものとする。

(申請書の確認)

第4条 運航審査官は、機長認定のための審査の前に申請者又はその者の所属する本邦航空運送事業者の挙証により、申請事項の確認を行うものとする。

2. 前項の申請書の確認のうち飛行経験に関する事項の確認については、規則第44条第1号の方法で記入された「航空機乗組員飛行日誌」（平成7年11月15日、空乗第2116号）又はそれに準ずる記録により行うものとする。

(口述審査及び実地審査)

第5条 運航審査官は、申請書の確認の結果申請事項に誤りがなく、申請者が必要な要件を満足していると認めた場合は、口述審査及び実地審査を行うものとする。

2. 前項の口述審査は、運航審査官が指定した日時及び場所に申請者を出頭させて行うものとする。
3. 第1項の実地審査は、運航審査官が指定した日時に指定した航空機に申請者と同乗して、又は指定した模擬飛行装置等を使用して行うものとする。
4. 運航審査官は、審査の前後には審査の実施方法及び審査の結果について、申請者に説明するものとする。

(路線審査及び技能審査)

- 第6条 口述審査及び実地審査は、路線審査及び技能審査ごとに行うものとする。
- 2 技能審査に合格した者が、当該技能審査に係る申請に基づく路線審査に不合格となった場合に、再度、当該申請と同じ機長認定の申請をする場合には、当該技能審査に合格した日から6ヶ月以内に行われる審査に限り、技能審査を免除する。

(規則第164条第2項ただし書き等に基づく審査の取扱い)

- 第7条 路線審査の実施日からさかのぼって6ヶ月以内に、機長認定を受けようとする型式の航空機について、次に掲げる試験又は技能審査に合格している場合にあっては、当該試験又は技能審査をもって機長認定又は社内機長認定（以下「認定」という。）に係る技能審査を行わないことができるものとする。
- 一 当該型式の航空機に機長として乗り組むために必要な定期運送用操縦士又は事業用操縦士の技能証明に係る実地試験
 - 二 察察操縦士が実施した審査（社内認定技能審査の科目を全て行うものに限る。）
 - 三 当該型式の航空機に機長として乗り組むために必要な定期運送用操縦士又は事業用操縦士の技能証明に係る指定航空従事者養成施設の課程を修了した者が、当該施設で受審した技能審査員による技能審査
2. 現に認定を受けている者が、現に認定を受けている型式（以下「基本型式」という。）と操縦の方法が極めて類似した型式として安全政策課長が指定する型式（以下「極めて類似した型式」という。）について認定を受けようとする場合にあっては、次のとおり審査の一部を行わないことができる。
- 一 路線審査に係る実地審査を行わないことができる。
 - 二 型式間の差異を考慮した審査を行うことにより、路線審査に係る口述審査並びに技能審査に係る口述審査及び実地審査の審査科目の一部を行わないことができる。
3. 他の本邦航空運送事業者において認定を受けている者が、当該事業者から移籍若しくは出向する場合、又は、当該事業者を含めた複数の本邦航空運送事業者の機長を兼任する場合にあっては、移籍先、出向先又は兼任先において改めて認定を受けるものとし、次に掲げる場合にはそれぞれ次に掲げる審査を行うこととする。

この場合において、認定を受けている者が移籍若しくは出向する本邦航空運送事業者、又は機長を兼任する本邦航空運送事業者を明らかにすること。

- 一 準類似運送事業者へ移籍又は出向する場合であって、現に所属する事業者における認定に係る第13条に規定する路線基準月又は技能基準月若しくは中間技能基準月の内いずれか到来するのが早い月の次の月の末日が到来する前に、当該事業者において認定を受けている航空機の型式と同一の型式の航空機について認定を受けようとする場合 移籍先又は出向先における認定についての路線審査
- 二 類似運送事業者へ移籍又は出向する場合であって、現に所属する事業者における認定に係る第13条に規定する路線基準月又は技能基準月若しくは中間技能基準月の内いずれか到来するのが早い月の次の月の末日が到来する前に、当該事業者において認定を受けている航空機の型式と同一の型式の

航空機について認定を受けようとする場合 移籍先又は出向先における認定についての路線審査に係る口述審査

- 三 第 11 条の規定に基づき本邦航空運送事業者の機長を兼任する者が認定又は定期審査若しくは社内定期審査を受けようとする場合 兼任先における認定又は定期審査若しくは社内定期審査における路線審査に係る口述審査
4. 第 1 項から前項までの規定にかかわらず、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が特に必要があると認める場合は、審査対象者が受けるべき審査を個別に追加で指定することができるものとする。

(評価判定)

第 8 条 口述審査及び実地審査における評価及び判定は、次に掲げる要素を用いて行うものとする。

- 一 運航に必要な知識に係る記憶、理解及び応用
- 二 基本操作及び応用操作を含む操縦操作技術
- 三 通常状態、異常状態及び緊急状態における運航の管理能力
- 四 積極性、協調性その他業務に対する取組み姿勢

(認定及び通知)

第 9 条 口述審査及び実地審査の結果、申請者が航空運送事業に従事する機長として必要な知識及び能力を有すると認定したときは、所属する本邦航空運送事業者を通じて、申請者にその結果を通知するものとする。なお、認定しなかった場合にあっては、その結果について通知するものとする。

(経験及び知識の付与)

第 10 条 当該機長が所属する本邦航空運送事業者は、当該事業者の運航規程に定める航空機乗組員に対する運航に必要な経験及び知識の付与の方法に従って、当該機長に対して必要な経験及び知識の付与を行わなければならない。

(機長の兼任の要件)

- 第 11 条 現に認定を受けている者は、類似運送事業者において、基本型式と同一の型式の航空機について認定を受ける場合にのみ、複数の本邦航空運送事業者の機長を兼任することができるものとする。
2. 機長の兼任を行う場合には、兼任を行う本邦航空運送事業者を明らかにすること。また、兼任を行う本邦航空運送事業者間で機長を兼任する者に対しての訓練及び審査の方法を機長の兼任を行う各事業者間で適切に定めること。

(複数の型式の航空機の運航を行う機長の要件)

第 11 条の 2 複数の型式の航空機の運航を行う場合には、次に掲げる要件を満足すること。なお、訓練、審査及びカレンシーに係る型式間の差異レベル等の考え方については、「飛行基準評価審査会による航空機乗組員の訓練等の要件に係る評価について」（平成 28 年 3 月 17 日 国空航第 2388 号）を参照すること。

- 一 飛行基準評価審査会又は外国政府により認められた報告書 (Flight Standardization Board Report 等 (以下「FSB Report 等」という。)) を参考に、操縦の方法が類似していると認められた航空機の型式 (以下「類似した型式」という。) について認定を行うものとし、規則第 163 条の 2 に基づき限定を行うことができる航空機の型式の数は、2 つ以下とすること。

- 二 運航規程に従って、認定を行うこと。
- 三 飛行基準評価審査会又は外国政府により認められた報告書及び当該報告書（FSB Report 等）に示された原差異要件（Master Difference Requirements : MDR）に従って、運航者差異要件（Operator Difference Requirement : ODR）を作成し、当該 ODR に示された訓練及び審査に係る型式間の差異レベルの要件を満足した訓練及び審査を実施すること。

（事業の譲渡及び譲受）

- 第 12 条 本邦航空運送事業者が法第 114 条第 1 項の規定に基づく認可を受けて行う譲渡に伴い、譲渡人たる本邦航空運送事業者に所属していた機長が譲受人たる本邦航空運送事業者に譲渡及び譲受の時点から所属することとなる場合については、譲渡及び譲受の前後において機長認定に影響する変更点がないと航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が認めた場合に限り、第 7 条第 3 項の規定における移籍には該当しないものとし、改めて認定を受ける必要はない。ただし、社内機長認定を受けている機長については、譲受人たる本邦航空運送事業者が法第 72 条第 5 項の規定による指定に係る地位を承継している場合に限る。
2. 前項の規定により認定を受ける必要がないとされた機長については、譲渡人たる本邦航空運送事業者における路線基準月、技能基準月及び中間技能基準月を、譲受人たる本邦航空運送事業者における路線基準月、技能基準月及び中間技能基準月とするものとする。

（法人の合併及び分割）

- 第 12 条の 2 本邦航空運送事業者たる法人が法第 115 条第 1 項の規定に基づく認可を受けて行う合併又は分割に伴い、機長が合併又は分割前に所属していた本邦航空運送事業者と異なる本邦航空運送事業者に所属することとなる場合については、次のいずれかに該当する場合に限り、第 7 条第 3 項の規定における移籍には該当しないものとし、改めて機長認定又は社内機長認定を受ける必要はない。ただし、社内機長認定を受けている機長については、新たに所属する本邦航空運送事業者が法第 72 条第 5 項の規定による指定に係る地位を承継している場合に限る。

- 一 合併前の本邦航空運送事業者に所属していた機長が合併後存続する法人又は合併により設立された法人たる本邦航空運送事業者に合併の時点から所属する場合であって、合併の前後において機長認定に影響する変更点がないと航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が認めた場合
 - 二 分割前の本邦航空運送事業者に所属していた機長が分割により航空運送事業を承継した法人たる本邦航空運送事業者に分割の時点から所属する場合であって、分割の前後において機長認定に影響する変更点がないと航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が認めた場合
2. 前項の規定により認定を受ける必要がないとされた機長については、合併又は分割前の本邦航空運送事業者における路線基準月、技能基準月及び中間技能基準月を、合併又は分割後の本邦航空運送事業者における路線基準月、技能基準月及び中間技能基準月とするものとする。

（再雇用等）

- 第 12 条の 3 定年退職等により本邦航空運送事業者における身分を失った機長が、他の本邦航空運送事業者へ移籍又は出向することなく、再雇用等により従前の本邦航空運送事業者に復帰する場合には、次に掲げるとおり取り扱うものとする。

- 一 復帰時において法第 72 条第 4 項又は第 7 項の規定により機長認定又は社内機長認定の効力を維持している場合には、改めて機長認定又は社内機長認定を受ける必要はない。
- 二 復帰時において法第 72 条第 4 項又は第 7 項の規定により認定の効力を失っている場合には、改め

て機長認定又は社内機長認定を受けるものとする。

第3章 機長の定期審査

(定期審査)

第13条 機長認定を受けた機長は、次に掲げる要領で定期審査を受けるものとする。

一 定期審査は、定期路線審査及び定期技能審査ごとに口述審査及び実地審査を行うことにより行うものとする。

二 定期路線審査は、第9条の通知をした日の属する月（以下「路線基準月」という。）又はその前月若しくは次の月に毎年1回行うものとする。

三 定期技能審査は、機長認定のための技能審査に合格した日又は第7条第1項に掲げる技能証明に係る試験又は審査に合格した日の属する月（以下「技能基準月」という。）及び技能基準月から6ヶ月後の月（以下「中間技能基準月」という。）又はこれらの月の前月若しくは次の月に毎年2回行うものとする。

ただし、その年において規則第164条の2第1項の国土交通大臣が指定する訓練を中間技能基準月又はその前月若しくは次の月に受けた場合には、定期技能審査は技能基準月又はその前月若しくは次の月に毎年1回行うものとする。

四 第2号の規定にかかわらず、第7条第1項及び第2項の規定により路線審査を口述審査のみにより実施し極めて類似した型式の航空機について機長認定を受けた機長にあっては、当該極めて類似した型式の航空機に係る認定の路線基準月は、それぞれ基本型式の航空機に係る機長認定の路線基準月とする

五 前2号の規定にかかわらず、他の本邦航空運送事業者から移籍又は出向し、当該事業者における認定に係る路線基準月又は技能基準月若しくは中間技能基準月の次の月の末日が到来する前に、現に所属する本邦航空運送事業者において認定を受けた機長であって、第7条第3項第1号の規定の適用を受けた機長については、移籍又は出向前の本邦航空運送事業者における技能基準月及び中間技能基準月を、移籍又は出向後の本邦航空運送事業者における技能基準月及び中間技能基準月とするものとする。

六 第2号及び第3号の規定にかかわらず、他の本邦航空運送事業者から移籍又は出向し、当該事業者における認定に係る路線基準月又は技能基準月若しくは中間技能基準月の次の月の末日が到来する前に、現に所属する本邦航空運送事業者において認定を受けた機長であって、第7条第3項第2号の規定の適用を受けた機長については、移籍前又は出向前の本邦航空運送事業者における路線基準月、技能基準月及び中間技能基準月を、移籍後又は出向後の本邦航空運送事業者における路線基準月、技能基準月及び中間技能基準月とするものとする。

七 第2号及び第3号の規定にかかわらず、複数の本邦航空運送事業者の機長を兼任している機長であって、第7条第3項第3号の規定の適用を受けた機長については、兼任前の本邦航空運送事業者における路線基準月、技能基準月及び中間技能基準月を、兼任後の本邦航空運送事業者における路線基準月、技能基準月及び中間技能基準月とするものとする。

この場合において、定期審査は、事業者ごとに実施し資格管理を行うことが基本であるが、第11条において複数の本邦航空運送事業者の機長を兼任する場合の要件を明確に設定しているため、効率的な資格の管理を可能とするよう、次に掲げる要領に従って、定期審査又は社内定期審査を行うこととする。ただし、CBTAプログラムを実施している事業者と実施していない事業者の機長を兼任する場合は、事業者に応じて定めることとする。

- イ 複数の本邦航空運送事業者（指定本邦航空運送事業者を除く。）の機長を兼任する場合には、いずれか一つの航空運送事業者において法第 72 条第 2 項の規定に基づく定期審査を行い、その他の航空運送事業者における定期審査については、定期路線審査に係る口述審査のみを、同時に受けることにより行うこととする。
- ロ 本邦航空運送事業者（指定本邦航空運送事業者を除く。）及び指定本邦航空運送事業者の機長を兼任する場合には、指定本邦航空運送事業者が社内定期審査を行うべき者に対して法第 72 条第 8 項の規定を適用し、本邦航空運送事業者において国土交通大臣による定期審査を行うことにより、その他の指定本邦航空運送事業者における定期審査は定期路線審査に係る口述審査のみを行うこととする（社内定期路線審査に係る口述審査のみ査察操縦士が実施することでも差し支えないものとする）。
- ハ 複数の指定本邦航空運送事業者の機長を兼任する場合には、法第 72 条第 6 項の規定に基づき、事業者ごとに社内定期審査を受けるものとする。ただし、当該複数の指定本邦航空運送事業者の査察操縦士を兼任している者による社内定期審査を受ける場合には、いずれか一つの指定本邦航空運送事業者において社内定期審査を受けることにより、その他の指定本邦航空運送事業者における社内定期審査については、社内定期路線審査に係る口述審査のみを同時に受けることができるものとする
- 八 第 2 号から第 7 号までに規定する審査を行うべき期間が到来する前に定期路線審査又は定期技能審査を繰り上げて行った場合、これに合格した日の属する月を新たな路線基準月、技能基準月又は中間技能基準月とするものとする。
2. 複数の類似した型式の航空機の運航を行う場合の定期審査については、次に掲げる要領で行うものとする。
- 一 定期路線審査は、類似した型式の航空機に係る路線基準月又はその前月若しくは次の月に毎年 1 回行うものとし、機長認定を受けている 2 つの航空機の型式について毎年交互に審査を行うものとし、複数の類似した型式の航空機の運航を行って初めての定期路線審査にあっては基本型式で行うものとする。
- 二 定期技能審査は、類似した型式の航空機に係る技能基準月及び中間技能基準月又はこれらの月の前月若しくは次の月に毎年 2 回行うものとし、機長認定を受けている 2 つの航空機の型式について 6 ヶ月毎に交互に審査を行うものとし、複数の類似した型式の航空機の運航を行って初めての定期技能審査にあっては基本型式で行うものとする。なお、極めて類似した型式の航空機による運航を行う場合には、中間技能基準月又はその前月若しくは次の月に行う定期技能審査を国土交通大臣が指定する訓練に代えることができる。この場合において、機長認定を受けている 2 つの航空機の型式について、定期技能審査及び国土交通大臣が指定する訓練を毎年異なる型式により行うとともに、毎年交互に定期技能審査を行うものとし、複数の類似した型式の航空機の運航を行って初めての定期技能審査及び国土交通大臣が指定する訓練にあっては基本型式で行うものとする。
- 三 前 2 号における口述審査は、審査の対象となる型式に関連する審査のみを行うものとする。
- 四 第 1 号又は第 2 号の審査において合格しなかった場合には、限定された航空機の型式の全てに係る機長認定の効力を失うものとする。なお、改めて異なる型式限定を要する複数の型式の航空機の運航を行う場合には、改めて複数の型式について機長認定を受けるものとする。
3. 前二項の規定は指定本邦航空運送事業者に所属する機長の社内定期審査について準用する。ただし、CBTA プログラムによる訓練を受けた機長は、第一項第二号及び第三号並びに前項の規定にかかわらず、次に掲げる要領で社内定期審査を受けるものとする。
- 一 社内定期路線審査は、路線基準月又はその前月若しくは次の月に毎年 1 回行うこととする。

ただし、訓練及び審査の継続的な分析に基づき、十分な安全性が確保されると認められる場合には、社内定期路線審査の実施頻度を 12 ヶ月に 1 回から 15 ヶ月に 1 回に、さらに 15 ヶ月に 1 回から 18 ヶ月に 1 回に変更することができるものとする。なお、社内定期技能審査についても同様とする。

- ・ 15 ヶ月に 1 回の実施頻度の場合には、路線基準月の 3 ヶ月後の月を新たな路線基準月に設定することにより、路線基準月又はその前月若しくは次の月に審査を行うものとする。
- ・ 18 ヶ月に 1 回の実施頻度の場合には、路線基準月の 6 ヶ月後の月（15 ヶ月に 1 回から 18 ヶ月に 1 回に変更した初期に限り 3 ヶ月後の月）を新たな路線基準月に設定することにより、路線基準月又はその前月若しくは次の月に審査を行うものとする。

二 複数の類似した型式の航空機の運航を行う機長は、次に掲げる要領で社内定期審査を受けるものとする。

イ 社内定期路線審査は、認定を受けている 2 つの航空機の型式について毎年交互に審査を行うことを基本とする。ただし、訓練及び審査の継続的な分析に基づき、十分な安全性が確保されると認められる場合には、社内定期路線審査の実施頻度を 12 ヶ月に 1 回から 15 ヶ月に 1 回に、さらに 15 ヶ月に 1 回から 18 ヶ月に 1 回に変更することができるものとする。

- (1) 15 ヶ月に 1 回の実施頻度の場合には、路線基準月の 3 ヶ月後の月を新たな路線基準月に設定することにより、路線基準月又はその前月若しくは次の月に審査を行うものとする。
- (2) 18 ヶ月に 1 回の実施頻度の場合には、路線基準月の 6 ヶ月後の月（15 ヶ月に 1 回から 18 ヶ月に 1 回に変更した初期に限り 3 ヶ月後の月）を新たな路線基準月に設定することにより、路線基準月又はその前月若しくは次の月に審査を行うものとする。

ロ 社内定期技能審査は、類似した型式の航空機に係る技能基準月及び中間技能基準月又はこれらの月の前月若しくは次の月に毎年 2 回行うこととし、認定を受けている 2 つの航空機の型式について 6 ヶ月毎に交互に審査を行うことを基本とする。ただし、訓練及び審査の継続的な分析に基づき、十分な安全性が確保されると認められる場合には、社内定期技能審査の実施頻度を 12 ヶ月に 2 回から 15 ヶ月に 2 回に、さらに 15 ヶ月に 2 回から 18 ヶ月に 2 回に変更することができる。

- ・ 15 ヶ月に 2 回の実施頻度の場合には、技能基準月及び中間技能基準月の 3 ヶ月後の月をそれぞれ新たな技能基準月及び中間技能基準月（12 ヶ月に 2 回から 15 ヶ月に 2 回に変更した初期に限り 1 ヶ月後の月を中間技能基準月とする）に設定することにより、技能基準月及び中間技能基準月又はこれらの月の前月若しくは次の月に審査を行うものとする。
- ・ 18 ヶ月に 2 回の実施頻度の場合には、技能基準月及び中間技能基準月の 6 ヶ月後の月をそれぞれ新たな技能基準月（15 ヶ月に 2 回から 18 ヶ月に 2 回に変更した初期に限り 3 ヶ月後の月）及び中間技能基準月（15 ヶ月に 2 回から 18 ヶ月に 2 回に変更した初期に限り 2 ヶ月後の月）に設定することにより、技能基準月及び中間技能基準月又はこれらの月の前月若しくは次の月に審査を行うものとする。

なお、極めて類似した型式の航空機による運航を行う場合には、中間技能基準月又はその前月若しくは次の月に行う社内定期技能審査を「Competency-Based Training and Assessment Program の審査要領細則」（国空航第 11576 号、平成 29 年 3 月 30 日）にしたがって認められた訓練に代えることができる。この場合において、審査間隔内に設定された社内定期技能審査及び訓練を異なる型式により行うとともに、審査間隔毎に異なる型式により社内定期技能審査を行うものとする。

ハ イ又はロにおける口述審査は、審査の対象となる型式に関する審査のみを行うものとする。
ニ イ又はロの審査において合格しなかった場合には、限定された航空機の型式の全てに係る認定の効力を失うものとする。なお、改めて異なる型式限定を要する複数の型式の航空機の運航を行う場合には、改めて複数の型式について認定を受けるものとする。

4. 規則第 164 条の 2 第 1 項の国土交通大臣が指定する訓練については、「機長の認定に係る技能審査に関する指定訓練の指定基準」(平成 12 年 1 月 28 日、空航第 59 号) 及び「機長の認定に係る技能審査に関する指定訓練の指定基準細則」(平成 12 年 1 月 28 日、空航第 60 号) に従って指定するものとする。

(申請)

第 14 条 定期審査を受けようとする者（以下この章において「申請者」という。）が、規則第 164 条の 2 第 2 項において準用する規則第 164 条第 1 項第 6 号の規定により、その他参考となる事項として申請書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 認定に係る型式の航空機における飛行時間及び機長飛行時間
 - 二 前回の定期審査に合格した日又は機長認定を受けた日並びに路線基準月及び技能基準月
 - 三 航空英語能力証明の証明番号及び有効期限（申請者が当該証明を取得している場合に限る。）
 - 四 定期路線審査及び定期技能審査の実施希望日時
 - 五 高カテゴリー航行を行うことができる機長にあっては、そのカテゴリー
 - 六 機長として現に運航している空港の一覧（定期路線審査を受けようとする場合に限る。）
 - 七 規則第 164 条の 2 第 1 項の国土交通大臣の指定する訓練をその年において受けている場合は、当該訓練を受けた日
2. 前項の申請書の提出は、申請者に代わって、その者の所属する本邦航空運送事業者が行うものとする。

(申請書の確認)

第 15 条 運航審査官は、定期審査の前に申請者又はその者の所属する本邦航空運送事業者の挙証により、申請事項の確認を行うものとする。

(機長認定の失効)

第 16 条 法第 72 条第 4 項に基づき、機長は、定期的な審査を受けなかった時又は当該審査に合格しなかった時は、認定の効力を失う。このため、路線基準月又はその前月若しくは次の月に定期路線審査を受けて合格することにより、定期路線審査を受けているものとして取り扱うものとし、技能基準月及び中間技能基準月又はこれらの月の前月若しくは次の月に定期技能審査を受けて合格することにより、定期技能審査を受けているものとして取り扱うものとして、認定の効力について次のとおり取り扱うものとする。

- 一 路線基準月の次の月の末日までに定期路線審査を、又は技能基準月の次の月の末日若しくは中間技能基準月の次の月の末日までに定期技能審査を受けて合格しなかった場合には、定期的な審査を受けているものとして取り扱えないため、認定の効力を失うものとする。
- 二 前号において、規則第 164 条の 2 第 1 項だたし書に基づく国土交通大臣が指定する訓練を行う場合には、当該訓練は定期技能審査に代わって行うものであることから、第 13 条第 1 項第 3 号だたし書に基づき、中間技能基準月の次の月の末日までに国土交通大臣が指定する訓練を受けなかった場合には、中間技能基準月に定期技能審査を受けているものとして取り扱えないため、認定の効力を失うものとする。
- 三 CBTA プログラムは訓練及び審査を一体的に管理するものであるため、同プログラムを実施している指定本邦航空運送事業者において、Competency-Based Training and Assessment Program の審査要領細則に基づき承認を受けた CBTA プログラムを機長が受けられなかった場合には、認定の効力を失うものとする。

2. 身体検査基準に適合しなくなった場合には、法第71条の規定により、機長としての航空業務を行うことはできないものの、当該基準不適合をもって認定の効力を失うことはないため、認定の効力を失う前に身体検査基準に適合した状態に復帰することができた場合には、機長として航空業務を行うことができるものとする。

(準用規定)

第17条 第4条、第5条、第6条、第8条及び第9条の規定は、定期審査について準用する。

第4章 機長の臨時審査

(臨時審査)

第18条 臨時審査を行う場合は、認定を受けている者（指定本邦航空運送事業者に所属する者を除く。）が、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 事業者による社内審査の結果（各審査項目に対する評価を含む。）又は、事業者による訓練の内容若しくは状況等を勘案し、機長としての知識及び能力を確認することが必要と認められる場合
- 二 当該認定に係る型式の航空機の性能、装備又は航法に重要な変更があった場合
- 三 前二号のほか、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が特に必要があると認めた場合

(定期審査とみなす臨時審査)

第18条の2 前条の臨時審査を行った場合であって、当該審査の内容が定期審査と同等であると航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が認める場合は、当該審査を定期審査とみなすことができるものとする。なお、当該審査を定期審査とみなす場合には、所属する本邦航空運送事業者を通じて、当該機長にその旨通知するものとする。

(準用規定)

第19条 第5条、第6条、第8条及び第9条の規定は、臨時審査について準用する。

第5章 機長の特別審査

(特別審査)

第20条 特別審査を行う場合は、認定を受けている者（指定本邦航空運送事業者に所属する者に限る。）が第18条各号のいずれかに該当する場合とする。

(定期審査とみなす特別審査)

第21条 前条の特別審査を行った場合であって、当該審査の内容が定期審査と同等であると航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が認める場合は、当該審査を定期審査とみなすことができるものとする。なお、当該審査を定期審査とみなす場合には、所属する本邦航空運送事業者を通じて、当該機長にその旨通知するものとする。

(準用規定)

第 22 条 第 5 条、第 6 条、第 8 条及び第 9 条規定は、特別審査について準用する。

第 6 章 査察操縦士の指名

(申請)

第 23 条 指定本邦航空運送事業者が、規則第 164 条の 10 第 1 項第 1 号ニの規定により、査察操縦士候補者に係るその他参考となる事項として申請書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 総飛行時間及び機長飛行時間
- 二 指名に係る型式の航空機における飛行時間及び機長飛行時間
- 三 航空英語能力証明の証明番号及び有効期限（申請者が当該証明を取得している場合に限る。）
- 四 CBTA プログラムによる訓練を受けている場合はその旨
- 五 指名路線審査及び指名技能審査の実施希望日時（限定査察操縦士に係る指名審査を受ける場合にあっては、指名技能審査の実施希望日時）
- 六 第 29 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定による指名を受ける場合にあっては、現に指名を受けている航空機の型式
- 七 第 29 条第 1 項第 3 号の規定による指名を受ける場合にあっては、移籍又は出向前に所属した指定本邦航空運送事業者の名称、指名を受けている型式、前回の指名定期技能審査又は指名技能審査に合格した日並びに第 31 条に規定する指名路線基準月及び指名技能基準月（限定査察操縦士に係る指名審査を受ける場合にあっては、指名技能基準月）
- 八 第 29 条第 1 項第 4 号の規定による指名を受ける場合にあっては、移籍又は出向前に所属した指定本邦航空運送事業者の名称、指名を受けている型式、前回の各指名定期審査又は各指名審査に合格した日並びに第 31 条に規定する指名路線基準月及び指名技能基準月（限定査察操縦士に係る指名審査を受ける場合にあっては、指名技能基準月）
- 九 第 29 条第 1 項第 5 号の規定による指名を受ける場合にあっては、兼任前に所属した指定本邦航空運送事業者の名称、指名を受けている型式、前回の指名定期審査又は指名審査に合格した日並びに第 31 条に規定する指名路線基準月及び指名技能基準月（限定査察操縦士に係る指名審査を受ける場合にあっては、指名技能基準月）
- 十 第 29 条第 1 項第 6 号の規定による指名を受ける場合にあっては、指名を受けている型式、前回の指名定期技能審査又は指名技能審査に合格した日及び第 31 条に規定する指名技能基準月
- 十一 第 29 条第 1 項第 7 号の規定による指名を受ける場合にあっては、指名を受けている型式、前回の指名定期技能審査又は指名技能審査に合格した日並びに第 31 条に規定する指名路線基準月及び指名技能基準月
- 十二 第 29 条第 1 項第 8 号の規定による指名を受ける場合にあっては、前回の各指名定期審査又は各指名審査に合格した日並びに第 31 条に規定する指名路線基準月及び指名技能基準月（限定査察操縦士に係る指名審査を受ける場合にあっては、指名技能基準月）
- 十三 限定査察操縦士に係る指名審査を受ける場合にあっては、機長の知識及び能力を確認することができる審査（社内定期技能審査と同等の審査であって直近のもの。）の実施日及び当該審査の項目毎の結果
- 十四 現に査察操縦士の指名を受けている者が、他の指定本邦航空運送事業者において、指名に係る航空機の型式と同一の型式の航空機に係る査察操縦士の指名を受ける場合にあっては、既に指名を受けている指定本邦航空運送事業者の名称、指名を受けている型式、前回の各指名定期審査又は各指名審

査に合格した日並びに第 31 条に規定する指名路線基準月及び指名技能基準月（限定査察操縦士に係る指名審査を受ける場合にあっては、指名技能基準月）

（申請書の確認）

第 24 条 運航審査官は、指名審査の前に査察操縦士候補者又はその者の所属する指定本邦航空運送事業者の挙証により、申請事項の確認を行うものとする。

（書面審査、口述審査及び実地審査）

第 25 条 運航審査官は、申請書類の確認の結果申請事項に誤りがなく、査察操縦士候補者が必要な要件を満足していると認めた場合は、書面審査、口述審査及び実地審査を行うものとする。

2. 前項の書面審査及び口述審査は、運航審査官が指定した日時及び場所に査察操縦士候補者を出頭させて行うものとする。
3. 第 1 項の実地審査は、審査官が指定した日時に指定した航空機に申請者と同乗して、又は指定した模擬飛行装置等を使用して行うものとする。
4. 運航審査官は、審査の前後には審査の実施方法及び審査の結果について、査察操縦士候補者に説明しなければならない。

（指名路線審査及び指名技能審査）

第 26 条 口述審査及び実地審査は、指名路線審査及び指名技能審査（限定査察操縦士に係る指名審査を受ける場合にあっては指名技能審査）ごとに行うものとする。

2. 指名技能審査に合格した者が、当該指名技能審査に係る申請に基づく指名路線審査に不合格となつた場合に、再度、当該申請と同じ査察操縦士の指名の申請をする場合には、当該指名技能審査に合格した日から 12 ヶ月以内に行われる指名審査に限り、指名技能審査を免除する。

（査察操縦士の兼任の要件）

第 27 条 現に査察操縦士の指名を受けている者が、複数の指定本邦航空運送事業者の査察操縦士を兼任する場合は、次に掲げる要件を満足すること。

- 一 他の指定本邦航空運送事業者において現に指名を受けている航空機の型式と同一の型式について指名を受けること。
- 二 審査におけるエラーの防止及び効率的な資格管理の観点から、類似運送事業者の査察操縦士を兼任すること。
- 三 複数の指定本邦航空運送事業者において兼任に係る限定査察操縦士の指名を受けようとする者は、それぞれの本邦航空運送事業者において機長の知識及び能力の維持並びにその確認が行われていること。
- 四 査察操縦士の兼任を行う指定本邦航空運送事業者を明らかにすること。また、兼任を行う本邦航空運送事業者間で査察操縦士を兼任する者に対しての訓練及び審査の方法を査察操縦士の兼任を行う各事業者間で適切に定めること。

（指名の要件）

第 28 条 客席数が 60 又は最大離陸重量が 27,000 キログラムを超える型式の航空機及び航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が特に必要と認める型式の航空機について初めて査察操縦士の指名を受けようとする場合にあっては、規則第 164 条の 9 第 1 号の表下欄に掲げる飛行時間のうち

指名を受けようとする型式の航空機の機長飛行時間が 500 時間以上であること。

ただし、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が別途必要な要件を定める場合はこの限りでない。

2. 現に査察操縦士の指名を受けている者が、現に指名を受けている航空機の型式と異なる航空機の型式について指名を受けようとする場合にあっては、指名を受けようとする型式の航空機の機長飛行時間が 100 時間以上であること。
3. 前項の場合において、基本型式の航空機について指名を受けている査察操縦士が、新たに極めて類似した型式の航空機について指名を受けようとする場合であって、当該極めて類似した型式の航空機の機長としての経験を有するときは、基本型式の航空機による機長飛行時間を前項の機長飛行時間に算入することができる。
4. 他の指定本邦航空運送事業者（次項に規定する者を除く。）において査察操縦士の指名を受けている者又は受けていた者が、当該事業者から移籍又は出向し、新たに所属する指定本邦航空運送事業者において査察操縦士の指名を受けようとする場合には、指名を受けようとする指定本邦航空運送事業者において指名を受けようとする型式の航空機の機長飛行時間が 100 時間以上であること。
5. 前項の規定にかかわらず、類似運送事業者又は準類似運送事業者へ移籍又は出向する場合であって、現に所属する事業者において指名を受けている型式と同一の型式の航空機について指名を受けようとする場合には、指名審査を受ける日からさかのぼって 90 日までの間に、指名を受けようとする指定本邦航空運送事業者において機長としての乗務経験を 2 回以上有すること。
6. 現に査察操縦士（限定査察操縦士を除く。以下この項において同じ。）の指名を受けている者が、複数の指定本邦航空運送事業者において査察操縦士を兼任するために、現に指名を受けている航空機の型式と同一の航空機の型式について査察操縦士の指名を受けようとする場合は、次に掲げる要件を満たしていること。
 - 一 それぞれの指定本邦航空運送事業者において航空機乗組員として所属しているとともに、機長認定又は社内機長認定を受け、これを維持していること。
 - 二 指名審査を受ける日からさかのぼって 90 日までの間に、審査を受ける指定本邦航空運送事業者において機長としての乗務経験を 2 回以上有すること。
7. 過去に査察操縦士の指名を受けていたことのある者が、当該指名に係る航空機の型式と異なる航空機に型式について改めて査察操縦士として指名を受けようとする場合にあっては、指名を受けようとする型式の航空機の機長飛行時間が 100 時間以上であること。
8. 第 2 項の規定にかかわらず、査察操縦士（限定査察操縦士を除く。以下この項において同じ。）候補者の所属する指定本邦航空運送事業者が新型式機を導入した場合であって、当該型式の指名を受けようとする場合にあっては、現に査察操縦士の指名を受けている者のうち、当該事業者において新型式機に係る初期要員として選定された者は、機長飛行時間にかかわらず指名を受けることができるものとする。

ただし、当該新型式機が当該事業者の航空運送事業の用に供された日から 6 月を経過した後は新型式機として取り扱わないものとする。

上記の要件に基づき指名を受けた査察操縦士は、当該型式による機長飛行時間が 100 時間以上になるまでは、操縦席に着座せず審査を行うものとし、機長飛行時間が 100 時間以上になった段階で操縦席に着座して審査を行うことができるものとする。
9. 社内機長初回認定のうち社内路線審査を実施する査察操縦士として指名を受ける場合には、次に掲げる条件を具備しなければならない。
 - 一 指名定期審査に 1 回以上合格していること。

二 指名を受ける型式又は当該型式と類似した型式での社内路線審査の実績が20件以上あること。

(規則第164条の10第3項ただし書きに基づく指名審査の取扱い)

第29条 現に受けている指名に係る事項に変更が生じた場合は、規則第164条の10第3項の規定に基づき、審査の一部を行わないことができるものとし、あらためて次に掲げる審査により指名を受けるものとする。ただし、CBTAプログラムを実施している事業者と実施していない事業者間の査察操縦士の移籍・出向又は兼任をする場合は、第3号から第5号までの規定にかかわらず、事業者に応じて定めることとする。

一 現に査察操縦士の指名を受けている者が、指名に係る効力を失う前に、現に指名を受けている型式と異なる型式の航空機について指名を受けようとする場合は、指名路線審査に係る書面審査（限定査察操縦士に係る審査を除く。）並びに指名技能審査に係る書面審査、口述審査及び実地審査

二 現に査察操縦士（限定査察操縦士を除く。）の指名を受けている者が、極めて類似した型式の航空機について指名を受けようとする場合には、指名審査に係る書面審査

三 準類似運送事業者へ移籍又は出向する場合であって、移籍又は出向前の指定本邦航空運送事業者における指名に係る基準月の次の2月の末日が到来する前に、当該事業者において指名を受けている航空機の型式と同一の航空機の型式について指名を受けようとする場合には、指名路線審査に係る書面審査、口述審査及び実地審査並びに指名技能審査に係る書面審査（限定査察操縦士にあっては指名技能審査に限る。）

四 類似運送事業者へ移籍又は出向する場合であって、移籍又は出向前の指定本邦航空運送における指名に係る基準月の次の2月の末日が到来する前に、当該事業者において指名を受けている航空機の型式と同一型式の航空機について指名を受けようとする場合には、指名審査（限定査察操縦士にあっては指名技能審査に限る。）に係る書面審査（指名技能審査に使用する模擬飛行装置等が同一の場合に限る）

五 第27条の規定に基づき指定本邦航空運送事業者の査察操縦士を兼任する者が指名又は指名定期審査を受けようとする場合には、指名審査又は指名定期審査（限定査察操縦士にあっては指名技能審査又は指名技能定期審査に限る。）に係る書面審査（指名技能審査に使用する模擬飛行装置等が同一の場合に限る。）

六 現に査察操縦士の指名を受けている者が、指名の効力を失う前に、現に指名を受けている航空機の型式と同一の航空機の型式について限定査察操縦士の指名を受けようとする場合には、指名技能審査に係る書面審査

七 現に限定査察操縦士の指名を受けている者が、指名の効力を失う前に、現に指名を受けている航空機の型式と同一の航空機の型式について査察操縦士の指名を受けようとする場合には、指名路線審査に係る書面審査、口述審査及び実地審査並びに指名技能審査に係る書面審査

八 指定本邦航空運送事業者が新型式機を導入した場合において、査察操縦士候補者が新型式機について指名を受けようとする場合は、指名路線審査に係る書面審査並びに指名技能審査に係る書面審査、口述審査及び実地審査

九 第12条の3第1号により、機長として復帰した者が、復帰前の指名に係る航空機の型式と同一型式の航空機について指名を受ける場合は、指名審査に係る書面審査

十 定年退職等により本邦航空運送事業者に所属しなくなり、規則第164条の13第1項第3号の規定により指名が失効した限定査察操縦士が、他の航空運送事業者へ移籍又は出向することなく、再雇用等により従前の本邦航空運送事業者に復帰し、失効する前の指名に係る航空機の型式と同一の型式の航空機について限定査察操縦士の指名を受ける場合は、指名技能審査に係る書面審査

2. 前項の規定にかかわらず航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が特に必要があると認める場合は、指名路線審査又は指名技能審査に係る口述審査又は実地審査を行うものとする。

(指名及び通知)

第30条 書面審査、口述審査及び実地審査の結果、査察操縦士候補者が必要な知識及び能力を有しているかどうかを判定し、査察操縦士として指名したときは、所属する本邦航空運送事業者を通じて、当該査察操縦士候補者にその旨通知するものとする。なお、指名しなかった場合にあっては、その結果について通知するものとする。

第7章 査察操縦士の指名定期審査

(指名定期審査)

- 第31条 査察操縦士は、次に掲げる要領で指名定期審査を受けるものとする。
- 一 指名定期審査は、指名定期路線審査及び指名定期技能審査（限定査察操縦士に係る指名定期審査を受ける場合にあっては、指名定期技能審査）ごとに書面審査、口述審査及び実地審査を行うことにより行うものとする。
 - 二 指名定期路線審査は、第30条の通知をした日の属する月（以下「指名路線基準月」という。）又はその前2月若しくは次の2月に毎年1回行うものとする。
 - 三 指名定期技能審査は、指名技能審査に合格した日の属する月（以下「指名技能基準月」という。）又はその前2月若しくは次の2月に毎年1回行うものとする。
 - 四 前2号の規定にかかわらず、第29条第1項第2号の規定により、指名審査に係る書面審査により極めて類似した型式の航空機について指名を受けた査察操縦士については、当該極めて類似した型式の航空機の指名に係る指名路線基準月及び指名技能基準月は、それぞれ当該指名を受ける前に指名を受けていた型式の航空機の指名に係る指名路線基準月及び指名技能基準月とする。
 - 五 第2号及び第3号の規定にかかわらず、第29条第1項第3号の規定により指名を受けた査察操縦士については、移籍又は出向前の指定本邦航空運送事業者における指名技能基準月を、それぞれ移籍又は出向後の指定本邦航空運送事業者における指名技能基準月とするものとする。
 - 六 第2号及び第3号の規定にかかわらず、第29条第1項第4号の規定により指名を受けた査察操縦士については、移籍又は出向前の指定本邦航空運送事業者における指名路線基準月（限定査察操縦士の場合を除く。）及び指名技能基準月を、それぞれ移籍又は出向後の指定本邦航空運送事業者における指名路線基準月及び指名技能基準月とするものとする。
 - 七 第2号及び第3号の規定にかかわらず、第29条第1項第5号の規定により複数の本邦航空運送事業者において査察操縦士の指名を受けた者については、兼任前の指名路線基準月及び指名技能基準月を、それぞれ兼任後の指名路線基準月及び指名技能基準月とするものとする。
この場合において、指名定期審査は、事業者ごとに実施し資格管理を行うことが基本であるが、第27条において複数の指定本邦航空運送事業者の査察操縦士を兼任する場合の要件を明確に設定しているため、効率的な資格管理を可能とするよう、いずれか一つの事業者において指名定期審査を行い、他の事業者においては指名定期審査に係る書面審査のみを、同時に行うこととする。ただし、CBTAプログラムを実施している事業者と実施していない事業者間の査察操縦士の兼任をする場合は、2回連続して同じ事業者で書面審査のみの指名定期審査を行わないこととする。
 - 八 第3号の規定にかかわらず、第29条第1項第6号の規定により指名を受けた限定査察操縦士については、査察操縦士の指名に係る指名技能基準月を、限定査察操縦士の指名に係る指名技能基準月と

するものとする。

九 第3号の規定にかかわらず、第29条第1項第7号の規定により指名を受けた査察操縦士については、限定査察操縦士の指名に係る指名技能基準月を、査察操縦士の指名に係る指名技能基準月とするものとする。

十 第2号から第9号までに規定する審査を行うべき期間が到来する前に指名定期路線審査（限定査察操縦士の場合を除く。）又は指名定期技能審査を繰り上げて行った場合、これに合格した日の属する月は新たな指名路線基準月又は指名技能基準月とするものとする。

2. 複数の類似した型式の航空機の運航を行う指定本邦航空運送事業者において、2つの異なる航空機の型式について査察操縦士の指名を受けている場合には、次に掲げる要領で指名定期審査を受けるものとする。

一 指名定期路線審査は、類似した型式の航空機に係る指名路線基準月又はその前2月若しくは次の2月に毎年1回行うものとし、指名を受けている2つの航空機の型式について毎年交互に審査を行うものとする。指名定期技能審査についても同様とする。

二 前号における口述審査は、審査の対象となる型式に関連する審査のみを行うものとする。

三 第1号の審査において合格しなかった場合には、限定された航空機の型式の全てに係る指名の効力を失うものとする。なお、改めて異なる型式限定を要する複数の型式の指名を受ける場合には、改めて複数の型式について指名を受けるものとする。

3. 第一項第二号及び第三号並びに前項に定める基準にかかわらず、CBTAプログラムによる訓練を受けた査察操縦士については、次に掲げる要領で指名定期審査を受けるものとする。

一 指名定期路線審査は、指名路線基準月又はその前2月若しくは次の2月に毎年1回行うことを中心とする。

ただし、訓練及び審査の継続的な分析に基づき、十分な安全性が確保されると認められる場合には、指名定期路線審査の実施頻度を12ヶ月に1回から15ヶ月に1回に、さらに15ヶ月に1回から18ヶ月に1回に変更することができるものとする。指名定期技能審査についても同様とする。

イ 15ヶ月に1回の実施頻度の場合には、指名路線基準月の3ヶ月後の月を新たな指名路線基準月に設定することにより、指名路線基準月又はその前2月若しくは次の2月に審査を行うものとする。

ロ 18ヶ月に1回の実施頻度の場合には、指名路線基準月の6ヶ月後の月（15ヶ月に1回から18ヶ月に1回に変更した初期に限り3ヶ月後の月）を新たな指名路線基準月に設定することにより、指名路線基準月又はその前2月若しくは次の2月に審査を行うものとする。

二 複数の類似した型式の航空機の運航を行う場合において、2つの異なる航空機の型式について査察操縦士の指名を受けている場合には、次に掲げる要領で指名定期審査を受けるものとする。

イ 指名定期路線審査は、類似した型式の航空機に係る指名における路線基準月又はその前2月もしくは次の2月に毎年1回行うこととし、指名を受けている2つの航空機の型式について毎年交互に審査を行うことを基本とする。

ただし、訓練及び審査の継続的な分析に基づき、十分な安全性が確保されると認められる場合には、指名定期路線審査の実施頻度を12ヶ月に1回から15ヶ月に1回に、さらに15ヶ月に1回から18ヶ月に1回に変更することができるものとする。なお、指名定期技能審査についても同様とする。

(1) 15ヶ月に1回の実施頻度の場合には、指名路線基準月の3ヶ月後の月を新たな指名路線基準月に設定することにより、指名路線基準月又はその前2月若しくは次の2月に審査を行うものとする。

- (2) 18ヶ月に1回の実施頻度の場合には、指名路線基準月の6ヶ月後の月（15ヶ月に1回から18ヶ月に1回に変更した初期に限り3ヶ月後の月）を新たな指名路線基準月に設定することにより、指名路線基準月又はその前2月若しくは次の2月に審査を行うものとする。
- ロ イにおける口述審査は、審査の対象となる型式に関連する審査のみを行うものとする。
- ハ イの審査において合格しなかった場合には、限定された航空機の型式の全てに係る指名の効力を失うものとする。なお、改めて異なる型式限定を要する複数の型式の指名を受ける場合には、改めて複数の型式について指名を受けるものとする。

(申請)

第32条 指定本邦航空運送事業者が規則第164条の11第2項において準用する第164条の10第1項第1号ニの規定により、査察操縦士に係るその他参考となる事項として申請書に記載する事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 総飛行時間及び機長飛行時間
- 二 指名に係る型式の航空機における飛行時間及び機長飛行時間
- 三 航空英語能力証明の証明番号及び有効期限（申請者が当該証明書を取得している場合に限る。）
- 四 CBTA プログラムによる訓練を受けている場合はその旨
- 五 前回の指名定期審査又は指名審査以降の社内機長認定に係る審査実績
- 六 前回の指名定期審査又は指名審査に合格した日並びに指名路線基準月及び指名技能基準月（限定査察操縦士の指名定期審査を受ける場合にあっては、指名技能基準月）。ただし、他の指定本邦航空運送事業者において査察操縦士の指名を受ける場合は、所属するそれぞれの指定本邦航空運送事業者における前回の指名定期審査又は指名審査に合格した日並びに所属するそれぞれの指定本邦航空運送事業者における指名路線基準月及び指名技能基準月。
- 七 指名定期路線審査及び指名定期技能審査の実施希望日時（限定査察操縦士の指名審査を受ける場合にあっては、指名定期技能審査の実施希望日時）
- 八 第33条第1項の規定により書面による審査を受ける場合は、その旨
- 九 限定査察操縦士に係る指名定期審査を受ける場合にあっては、機長の知識及び能力を確認することができる審査（社内定期技能審査と同等の審査であって直近のもの。）の実施日及び当該審査の項目毎の結果

(指名定期審査成績良好者の取扱い)

第33条 同一の事業者において実施した前回の指名定期審査において、成績良好と航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が認めた者については、指名定期技能審査（第29条第1項第6号の書面審査の後最初に行うものを除く。）又は指名定期路線審査のどちらかを行わないものとする。ただし、2回連続して同じ審査を行わないものとする。

また、指名を受けようとする時点からさかのぼって1年までの間に、継続して1年以上査察操縦士（限定査察操縦士を除く。）の指名を受けていた者が、同一事業者又は移籍先若しくは出向先にて査察操縦士（限定査察操縦士を除く。）として指名を受けようとする場合であって、当該指名審査において成績良好と航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が認めた者については、次回の指名定期技能審査（第29条第1項第6号の書面審査の後最初に行うものを除く。）又は指名定期路線審査を行わないものとする。

2. 複数の類似した型式について指名を受けている場合の指名定期審査において成績良好と認めた者については、次回の指名定期審査において、指名定期技能審査又は指名定期路線審査のどちらか一方を行

わぬことができるものとする。ただし、2回連続して同じ審査を行わないこととする。この場合において、2年毎に行う定期指名技能審査及び定期指名路線審査については、指名を受けている2つの航空機の型式について交互に行うものとする。

3. 前二項の規定にかかわらず、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が特に必要があると認める場合は、指名定期技能審査又は指名定期路線審査に係る口述審査又は実地審査を行うものとする。

(査察操縦士の指名の失効)

第34条 査察操縦士の指名の効力については、次のとおり取り扱うものとする。

- 一 査察操縦士（限定査察操縦士を除く。）が、指名に係る航空機の型式について現に有している機長認定又は社内機長認定の効力を失った場合には、査察操縦士の指名の効力を失うものとする。
 - 二 規則第164条の11に基づき、定期的に審査を受けることが求められており、規則第164条の13第1項第1号及び第2号に基づき、査察操縦士は、指名定期審査を受けなかった時又は当該審査に合格しなかった時は、指名の効力を失うこととされている。このため、指名路線基準月及び指名技能基準月又はこれらの前の2月若しくは次の2月の間に指名定期審査を受けて合格することにより、定期的に審査を受けているものとして取り扱うこととする。このため、指名路線基準月の次の2月の末日までに指名定期路線審査を、又は指名技能基準月の次の2月の末日までに指名定期技能審査を受けて合格しなかった場合には、定期的に審査を受けているものとして取り扱えないため、査察操縦士の指名の効力を失うものとする。
 - 三 身体検査基準に適合しなくなった場合には、法第71条の規定により、機長として航空業務を行うことはできないものの、認定及び指名は引き続き効力を有し、査察操縦士として社内路線審査及び社内技能審査（それぞれ、航空機に同乗して行う場合には査察操縦士を航空機の補助座席に座らせて行うものに限る。）を行うことができるものとする。
2. 限定査察操縦士の指名の効力については、次に掲げるとおり取り扱うものとする。
 - 一 第32条第9号の社内定期技能審査と同等の審査において、機長の知識及び能力を確認できないと判定を受けた場合には、限定査察操縦士の指名の効力を失うものとする。
 - 二 指名技能基準月又はその前の2月若しくは次の2月の間に指名定期審査を受けて合格することにより、定期的に審査を受けているものとして取り扱うこととする。このため、指名技能基準月の次の2月の末日までに指名定期技能審査を受けて合格しなかった場合には、限定査察操縦士の指名の効力を失うものとする。
 3. 前二項により、査察操縦士又は限定査察操縦士の指名の効力を失った場合にあっては、所属事業者は、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官にその旨を報告するものとする。

(準用規定)

第35条 第24条、第25条、第26条及び第30条の規定は、指名定期審査について準用する。

第8章 査察操縦士の指名臨時審査

(指名臨時審査)

第36条 規則第164条の12第1項の指名臨時審査を行う場合は、次のいずれかに該当する場合とする。

- 一 査察操縦士としての知識及び能力を確認することが必要と認められる場合

- 二 所属する指定本邦航空運送事業者の訓練及び審査の方法に重要な変更があった場合
- 三 前各号のほか、航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が特に必要があると認めた場合

(指名定期審査とみなす指名臨時審査)

第 37 条 前条の指名臨時審査を行った場合であって、当該審査の内容が指名定期審査と同等であると航空安全推進室長又は地方航空局保統括事業安全監督官が認める場合は、当該審査を指名定期審査とみなすことができるものとする。なお、当該審査を指名定期審査とみなす場合には、所属する本邦航空運送事業者を通じて、当該査察操縦士にその旨通知するものとする。

(準用規定)

第 38 条 第 25 条、第 26 条及び第 30 条の規定は、指名臨時審査について準用する。

第 9 章 雜 則

第 39 条 この要領を実施するために必要な細目的事項については、航空安全推進室長が別に定める。

第 40 条 本要領に定める機長の認定等に関する手続において、本要領に定める手続と同等の信頼性を有するものとして航空安全推進室長又は地方航空局統括事業安全監督官が認める場合には、本要領によらずに手続を進めることができるものとする。

附 則

1. この要領は、平成 12 年 2 月 1 日から適用する。
2. 「機長路線資格等認定・審査要領」(昭和 60 年 4 月 25 日空航第 334 号) は廃止する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 18 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 20 年 9 月 30 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 21 年 2 月 27 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 22 年 8 月 25 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 23 年 7 月 1 日から適用する。

附 則

1. この要領は、平成 25 年 11 月 15 日から適用する。
2. この要領の適用の際、現に改正前の第 32 条第 1 項の適用を受けている査察操縦士については、平成 27 年 1 月 31 日までの間、なお従前の例によることができる。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 10 月 23 日 国官参事第 558 号）「航空に係る技術的な規制の見直しについて（報告書）」（平成 29 年 8 月 2 日）に基づく機長認定制度の見直しに関する改正

- 1 この要領は、令和 2 年 10 月 23 日から適用する。
- 2 この要領の適用の際、現に類似規程事業者又は準類似規程事業者の指定を受けている者は、類似運送事業者とみなす。この場合において、第 2 条第 27 号の規定に基づく運航規程の変更を可能な限り速やかに実施すること。

附 則（令和 4 年 3 月 29 日 国官参事第 826 号）

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 6 年 3 月 29 日 国官参航安第 1236 号）

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（令和 7 年 6 月 30 日 国官参航安第 261 号）

- 1 この要領は、令和 7 年 6 月 30 日から適用する。
- 2 この要領の適用の際、現に指定本邦航空運送事業者としての指定を受けている事業者は、必要な運航規程、訓練及び審査規程を変更し、認可又は承認を受けるまでは、第 34 条の適用については、なお従前の例による。